

火災予防条例が改正されました。

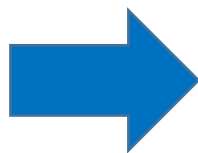
条例による消防用設備等の 設置基準を見直しました。

令和2年度6月25日施行

三原市火災予防条例で強化していた消防用設備等の設置基準について、施行から46年が経過し、消防法令等の規制強化が進んだことから付加設置を削除しました。

改正前

- ①消火器
- ②自動火災報知設備
- ③水噴霧消火設備等
- ④連結送水管設備



改正後

条例による
設置義務なし

※消防法施行令の規定により設置されている消防用設備等については、引き続き設置及び維持の義務がありますのでご注意ください。

Q 設置義務のなくなった消防用設備等はどうすればいいの？

A 原則、従前どおり維持管理していただくようお願いします。適正に維持管理できない場合は、消火器の腐食による破裂事故等の人的被害が発生するおそれがあることから、撤去していただくようお願いします。



お問合せ先
三原市消防本部 予防課 建築指導係
(0848) 64-5927

三原市消防本部